



**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税均等割のみ課税世帯に対する緊急支援給付金(以下「均等割のみ課税世帯給付金」という。)の支給要件に該当します。  
※ 均等割のみ課税世帯給付金の支給対象となるためには、以下の要件をすべて満たすことが必要です。  
ア 令和5年度住民税均等割のみ課税者のみの世帯、又は令和5年度住民税均等割のみ課税者及び令和5年度住民税均等割非課税者のみで構成された世帯である。  
イ 世帯の全員が令和5年度住民税所得割が課されている他の親族の扶養を受けている世帯ではない。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 均等割のみ課税世帯給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、時津町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、時津町において支給決定をした後は、均等割のみ課税世帯給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 時津町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、時津町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、均等割のみ課税世帯給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 均等割のみ課税世帯給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や均等割のみ課税世帯給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、均等割のみ課税世帯給付金を返還します。
- ⑧ 同一世帯について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における個人住民税均等割のみ課税がなされる世帯への給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、個人住民税均等割のみ課税がなされる世帯への給付金を返還します。

**提出書類**

- 住民税均等割のみ課税世帯に対する緊急支援給付金申請書(請求書) (本書)**  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー) をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※マイナポータルによる公金受取口座を希望の場合は、不要です。)  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー) など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日                      申請者氏名      ○ ○ ○ ○